

【公告】

令和3年2月22日

レイズネクスト健康保険組合
理事長 福久 正毅

令和3年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

健康保険法第47条第2号に規定する令和2年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした時の標準報酬月額を下記のとおりと定め、健康保険法第37条の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額について、令和3年4月1日より適用する。

標準報酬月額	470,000円
標準報酬日額	15,670円

(平均報酬月額 455,898円)

以上